

入間東部地区事務組合告示第1号

令和4年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月16日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊佐雄

- 1 期日 令和4年3月25日（金）午前10時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	内藤美佐子	議員
7番	田中栄志	議員	8番	篠田剛	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
13番	川畑勝弘	議員	14番	塚越洋一	議員
15番	本名洋	議員			

不応招議員（なし）

# 令和4年第1回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和4年3月25日(金)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者施政方針

日程第 4 議案審議

第1号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例

第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会  
議会議長

△出席議員(14名)

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	5番	細谷光弘	議員
6番	内藤美佐子	議員	7番	田中栄志	議員
8番	篠田剛	議員	9番	大築守	議員
10番	小高時男	議員	11番	鈴木淳	議員
12番	久保健二	議員	13番	川畑勝弘	議員

14番 塚越洋一 議員

15番 本名 洋 議員

△欠席議員（1名）

4番 伊藤美枝子 議員

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

新井良輔 事務職員

梶 洋介 事務職員

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

林 伊佐雄 管理者

高畑 博 副管理者

星野光弘 副管理者

樋口良晴 会計管理者

平野健太郎 事務局長

高橋映治 次長兼  
総務課長

木村 誠 消防長

中川一諭 次長兼  
警防課長

大野一郎 消防総務課長

石塚 孝 予防課長

小嶋 学 救急課長

長谷川義兼 指揮統制課長

関根敏行 西消防署長

上田安孝 東消防署長

.....

○久保健二議長 おはようございます。本日は、令和4年第1回入間東部地区事務組合議会の定例会に早朝よりお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、各議会におかれましては、定例会、予算審議終了後の大変お疲れの中、ご参集を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

さて、先日21日には、埼玉県もまん延防止等重点措置が解除となりましたが、本議会におきましては消防長並びに消防職員の方によります徹底した感染防止対策の下、本日の定例会を開催させていただきます。各議員におかれましても、各自感染予防対策にご協力の上、今定例会に臨んでいただくことをお願い申し上げます。

本日も協議事項多数でございます。どの議案も令和4年度の消防運営にとりまして大変重要な議案となりますので、議員各位におかれましては慎重なる審議をお願い申し上げまして、これより議事に入ります。

それでは、皆さん、改めましておはようございます。開会前にご報告いたします。

議案配付の際、令和3年度下期組合行政執行状況報告書及び令和3年入間東部地区事務組合消防力等の現況を配付いたしました。また、管理者施政方針を本日お手元に配付しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時02分）

○久保健二議長 ただいまの出席議員は14人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和4年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、伊藤美枝子議員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 本日9時より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事運営について協議しましたので、ご報告いたします。

提出議案につきましては、入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例、令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算の4件でございます。

次に、資料要求書の提出及び一般質問の通告はなかったことを確認いたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきまして、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思っております。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

- 久保健二議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 久保健二議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番・鈴木淳議員，14番・塚越洋一議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 久保健二議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 久保健二議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

- 久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

△日程第3 管理者施政方針

- 久保健二議長 日程第3，管理者施政方針を行います。

林管理者。

- 林 伊佐雄管理者 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回入間東部地区事務組合議会定例会が開催され、令和4年度一般会計予算についてご審議をお願いするに当たり、組合の現況と令和4年度における施策の概要を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今月16日夜、福島県沖を震源とする地震が発生し、東北地方を中心に最大震度6強の揺れを観測いたしました。この地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置が今月21日をもって解除されましたが、今なお予断を許さない状況が続いております。当組合におきましても、行政サービスを安定的に提供するという社会的使命を果たすため、クラスターの発生等により消防及び衛生行政の機能に重大な障害が生じることがないように、今後も公私両面での感染防止対策を徹底するとともに、様々な対策を講じながら職務に精励し、果たすべき役割の中で最大限の対応を行ってまいり所存でございます。

続きまして、管内の災害状況並びにこれに対応する消防活動実績につきまして申し上げます。

令和3年中の当管内の火災発生件数は58件となり、前年比では18件増加し、損害額につきましては1億2,311万6,000円となり、前年比8,778万3,000円の増額となっております。

次に、令和3年中の救急出場件数は1万2,086件となり、前年比670件増加しております。なお、管外への応援出場はありませんでした。

増加に転じた要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による搬送件数の増加に加え、二次救急病院からの転院搬送件数の増加が主なものとなっております。

次に、令和3年中の救助出場件数は275件でございました。内容といたしましては、火災や交通事故、建物や機械による救助事案に出場し、88名の方を救助しております。

続きまして、救急支援出場につきましては、幹線道路で発生した交通事故現場での活動や心肺停止状態の傷病者の搬送を適切に行うため、消防車と救急車が一緒に出動し、連携して活動を行うものでございます。令和3年中の救急支援活動は996件で、前年比196件の増加で

ございました。

また、埼玉県ドクターヘリコプターの当組合における令和3年中の要請は30件で、前年比10件の増加でございました。

これらの諸活動の状況、実績を踏まえ、消防活動の当面の課題と主な施策について順次申し上げます。

初めに、消防活動の基本体制として、近年猛威を振るう集中豪雨や台風、地震などの自然災害を含めた大規模災害に対応するため、今後、より一層消防職員と消防団員が協力して、管内住民の皆様の安心安全の確保を図ってまいります。

次に、常備消防関係事業の取組についてでございます。

まず、車両関係につきましては、納入から15年が経過する富士見分署に配備の水槽付消防ポンプ自動車及びふじみ野分署に配備の小型水槽付消防ポンプ自動車を1台ずつ、計2台を更新いたします。

更新に当たっては、管轄する地域特性及び組合の保有車両状況を考慮した車両規模としつつ、最新鋭の装備の導入、水槽容量の増強を図ることで、消防力の強化につなげてまいります。

また、消防業務の中核となる指令台システムにつきましては、供用開始から8年余りを経過し、近い将来更新が必要となってまいります。業務に支障を来さず、かつ組合にとり最適な指令台システムを導入するため、長期的な視点を持ち、しっかりとした準備を行ってまいります。

次に、警防業務については、複雑多様化する各種災害に対応するため、隊員の育成が大変重要な課題となっております。各所属における教育訓練をはじめ、埼玉県消防学校におきまして警防科、実火災訓練教育及び警防活動教育などの専門教育を通じて、知識と技術の習得に努めてまいります。

次に、救助業務の取組についてでございます。昨年7月の熱海市における土石流災害や11月の大阪市におけるビル火災をはじめとして、消防の人命救助に寄せられる期待は大変大きいものがございます。しかしながら、複雑化する救助活動は厳しい環境の下、長時間にわたる活動も少なくありません。

このような中、救助隊員の育成につきましては、東消防署消防訓練場におきまして、交通救助を想定した実車による車両破壊訓練等を実施し、資機材の取扱いや技術の伝承を行うほか、埼玉県消防学校の救助科への入校により育成を図っております。また、救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて模範となる消防救助隊員を育成するため、消防救助技術指導会に出場いたします。地区指導会等を勝ち抜き、最終目標といたします全国大会が東京都立川市におきまして8月26日に開催される予定でございます。住民の皆様の期待に応えるべ



く、さらなる救助技術の向上を図ってまいります。

次に、救急業務の取組についてでございます。

病院前救護の充実に向け、高度な応急処置が行えるよう救急救命士法が平成3年に制定され、今日まで救命率の向上や救急業務の適正な実施に取り組んでまいりました。

こうした中、当組合では救急救命士や救急隊員等に対する指導を効果的に行う救急業務指導体制の構築を目指し、救急業務に関する知識や経験のある救急救命士を指導救命士として認定する制度を平成30年に制定し、他の救急隊員への指導や助言、研修会等の企画に取り組んでまいりました。今後におきましても、指導救命士の救急車への同乗実習をはじめ、計画的に取組を継続し、救急隊員の育成に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が疑われる救急搬送は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに442件を数え、そのうち陽性者数は297人で行いました。

今後におきましても、感染予防対策を徹底した上で救急業務に当たってまいります。

なお、令和4年度におきましては、西消防署の高規格救急自動車1台を最新の車両と資機材に更新してまいります。

続きまして、救急隊員の養成につきましては、埼玉県消防学校救急科へ合計9名の職員を入校させ、資格取得を目指してまいります。

また、令和3年度から救急隊を増隊し、救急活動の充実を図っておりますが、さらなる取組といたしまして、救急救命士の養成を加速してまいります。1年度での養成人数には限りがあることから、計画的にこれに取り組み、救急救命士埼玉県養成課程及び東京研修所へ救急隊員各1名を入校させ、国家資格の取得を目指してまいります。

その他、現役救急救命士の技術や知識の強化を図るため、埼玉医科大学総合医療センターをはじめ、イムス富士見総合病院及びイムス三芳総合病院において教育実習に取り組んでまいります。

続きまして、応急手当の普及啓発活動につきましては、応急手当講習や救命講習を定期的で開催するとともに、正しい救急知識や救命技術を習得していただくため、当組合のホームページや構成市町の広報紙などを通じて周知することで、応急手当の普及啓発活動に努めてまいります。

次に、火災予防業務の取組についてでございます。

平成30年4月1日より違反對象物公表制度が開始されました。この制度は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置といった重大な消防法令違反のある建物の危険性に関する情報を組合のホームページで公表するものでございます。この公表制度により、建物関係者による防火安全体制の確立が図られることは、火災の予防に大きく貢献しており、一定の効果を実感しているところでございます。今後におきましても、この

公表制度を活用し、対象物を利用される皆様が安心して利用できるよう努めてまいります。

また、住宅用火災警報機の設置につきましては、促進事業を継続的に実施しております。これにより、管内の設置率は67%と前年の58%と比べ向上いたしましたが、全国の設置率平均である83.1%には届いていない状況にあります。

住宅火災による死者をなくすためにも、全ての住宅への設置に向け、春、秋の火災予防運動及び各種訓練会場等で設置に関する呼びかけや設置された住宅に対する適切な維持管理のための情報提供など、引き続き設置促進の取組を行ってまいります。

続きまして、次世代の予防査察員の育成といたしまして、高度な知識と技術の習得を図り、消防法令違反に対する違反処理等の対応を行うため、埼玉県消防学校予防査察科へ3名を入校させるとともに、職員の研修を定期的に行ってまいります。

次に、非常備消防業務の取組についてでございます。

消防団の装備の強化といたしまして、消火活動の安全性及び確実性の向上を図るため、無反動管銃を各分団に導入してまいります。

消防団員の育成といたしまして、埼玉県消防学校の基礎教育課程や初級幹部科等に入校させることで、知識と技術の習得に努めてまいります。また、消防職員との連携を強化するため、合同訓練を実施してまいります。

次に、衛生行政の取組についてでございます。

初めに、浄化センターの処理状況でございますが、昨年4月から本年2月末日までの搬入量は7,833.1キロリットルとなっております。

浄化センターから排出する処理水の水質につきましては、これまでの水質改善対策に加え、現在は浄化槽汚泥などの性状が疑わしい場合は、構成市町環境課と連携し、搬出元に立入調査に入り改善指導を行うことで水質の安定化を図っております。

次に、バイオガス施設も順調に稼働しており、引き続きバイオガス事業者と連携を図りながら、持続可能な社会づくりの一助となるよう、循環型社会の形成と地球温暖化防止に努めてまいります。

続きまして、しののめの里の利用状況でございます。

昨年4月から本年2月末日までの火葬件数は3,181件、式場利用件数は428件となっております。

しののめの里は供用開始後14年を迎え、祭壇等の老朽化が進行していることから、令和4年度は第1式場の祭壇及び斎場幕を更新するとともに、火葬設備等についても計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ってまいります。

また、令和4年度は、しののめの里の指定管理者契約の最終年度となることから、新たな指定管理者選定作業を着実に進めてまいります。

最後に、組合職員の人材育成につきましては、新規採用職員から課長級職員まで階層ごとに、その職務遂行に必要な知識の習得や能力開発、意識改革を目指し、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する職員研修への派遣を行い、特に新規採用から5年間を研修強化期間と位置づけて、早期の能力開発のため、重点的に研修を実施してまいります。

以上、組合の現況と令和4年度における施策の概要を述べさせていただきました。

今後におきましても、地域の安心安全と快適な生活環境を目指し、職員一丸となって各施策に取り組むとともに、構成市町担当課と連携を図りながら、消防・衛生行政の円滑な運営と推進に尽力してまいります。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、管理者施政方針といたします。

△日程第4 議案審議

◎第1号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

◎第2号議案 入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◎第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例

◎第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算

○久保健二議長 日程第4、議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○梶 洋介事務職員 (議案名朗読)

○久保健二議長 以上、議案4件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 それでは、本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第1号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございますが、国家公務員の休暇制度の改正に伴い、妊娠、出産、育児に係る休暇について追加するため、入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に伴い、入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項

第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員の確保に向けた取組として、機能別団員の定年年齢を撤廃し、及び消防団員としての任用を保持したまま一定期間において勤務を休止することができる休団制度を新たに設けるため、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

最後に、第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算でございますが、令和4年度の当初予算を定めたいので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保健二議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第1号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第1号議案 入間東部地区事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年の人事院による公務員人事管理に関する報告を受け、国家公務員に妊娠、出産、育児に関する休暇が創設されたことに伴いまして、当組合においても同様の休暇を追加するため、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。条例第15条第2項において特別休暇を定めておりますが、この条項に第13号として、不妊治療に係る通院等のための休暇を新たに追加するものでございます。また、この号の追加による所要の規定整備を併せて行うものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。よろしく申し上げます。

このたびのこの不妊治療に関わる通院等のために勤務しないことが相当であると認められ

る場合というふうにこの13号には書かれておりますけれども、この相当であると認められる場合というのがどのような場合なのか、その取決めがあるのかどうかお伺いします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 平野です。お答えいたします。

こちらの相当であると認められる場合、国の人事院のほうにおきましても実施に当たって人事院規則、また取扱いの通知が来ております。実際のところ、通院治療のために勤務しないことが相当といった場合に、例えばその職員の状況であるとか、そういったところを勘案しながら決定していく内容だと思われまます。

今現在のところ、そういうご相談等々を受けておることではございませんが、各市町の取扱い等も踏まえながら、慎重にきちんと取扱いについて確認をしながら行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。

この不妊治療に対する保険適用というのが今年4月の1日から保険適用がされるということなのですが、この保険適用にされる治療法と保険適用がされない部分もあるということも伺っております。そこら辺に関わるということはないのでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

制度開始、まだ始まっていないもので、申し訳ございません。ただ、その部分もきちんと確認をしながら、職員にとってやはり少子化対策の一環としてこちらの国の休暇制度できていると思いますので、そこを確認しながら、しっかりと不利益にならないように確認をして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。

これに対応できる職員だけではなくて、これは幹部職員の皆様にもしっかりと周知、また研修、そういうものが必要なのかなというふうにも思うのですが、周知についてはこの署内の中ではどのように進められるか、最後に伺います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

本議案可決いただいた後、当然ながら条例に対しての公布、こういうものが通りましたよというところの周知を行うとともに、やはり幹部職員のほうの認識というものが大変大事に

なつてまいると考へておりますので、この後、この特別休暇以外にも子育て等に関する制度がございます。そこをまとめた上で案内をすると、周知をしていくというような形で考へてございます。

以上です。

- 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第1号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがつて、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 久保健二議長 挙手全員であります。

よつて、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第2号議案 入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する制度改正が行われたことに伴ひまして、当組合においても同様の措置を講ずるため、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。第2条の改正については、非常勤職員の育児休業の取得要

件緩和のため、同条第3号、アの（ア）で規定しております在職期間1年以上の要件を削り、併せて所要の規定の整備を行うものでございます。

第11条の改正につきましては、次のページになりますが、部分休業についての非常勤職員の取得要件緩和を行うため、在職期間要件を削り、併せて所要の規定の整備を行ってまいります。

次に、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等として、第15条及び第16条を追加いたします。第15条は、妊娠または出産等についての申出があった職員に対する制度の周知、意向確認等の措置及び不利益取扱いの禁止を、第16条は育児休業等が取得しやすい職場環境の整備に関する措置として研修の実施、相談体制の整備等を規定するものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 内藤です。

私のほうからは、16条のところの勤務環境の整備に関する措置というところで1点お伺いしたいことがあります。1号のところ職員に対する育児休業に関わる研修の実施とございますが、この研修の対象者はどのような形になりますでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

基本的には、全職員に対してその制度内容の周知といったところもございまして、やはり幹部職員の認識といったところが必要であると考えますので、幹部職員が集まる際にこの制度内容等を説明の上、きちんと理解をしてもらおうといったところを考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 ありがとうございます。対象に関係する方だけではなく、この幹部職員の研修が先ほどの不妊治療のところと同じように必要だというふうにも思っておりますので、何とぞしっかりとやっていただきたいと思います。

2号の育児休業に関する相談体制の整備ということがあります。これは、相談体制というのが今までではなかったということで、整備をされるということでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

相談体制については、職員係というものがございますので、そちらで今までも行っておりました。制度の内容の説明ですとか、そういったものは行ってまいりました。ただ、ここは明文化をするべきということで条例改正を行ったものでございます。

以上です。

○久保健二議長 内藤美佐子議員。

○6番内藤美佐子議員 それでは、相談がしやすいように窓口がきちっと明示されるというふう  
に思っておりますでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、会議規則第37条  
第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございません  
か。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例を議題といたしま  
す。

担当者に議案内容について説明を求めます。



消防長。

- 木村 誠消防長 第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。参考資料の4，入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。参考資料の4でございます。1の改正概要でございます。消防団員の確保に向けた取組として、機能別団員の定年年齢を撤廃すること及び消防団員としての任用を保持したまま一定期間において勤務を休止することができる休団制度を新たに設けるため、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の経緯でございます。消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、近年その消防団員数は全国的に著しく減少しておりますことから、消防団員の確保等に向けた取組を積極的に行うよう、令和2年12月15日付で消防庁長官から「消防団員の確保等に向けた取組について」の通知があり、令和4年3月末日までに検討を求められていた項目のうち、当組合が未対応であった事項が機能別消防団員の定年年齢を撤廃すること及び消防団員としての任用を保持したまま一定期間勤務を休止することができる休団制度の導入でございましたので、それぞれ新たに設けるものでございます。

3の主な改正の内容でございます。初めに、(1)の機能別団員の定年年齢の撤廃でございますが、当組合における消防団員の定年につきましては、基本団員には定年年齢が設けてありませんが、機能別団員には任用の条件として60歳未満とした年齢の条件を設けてございます。定年年齢による退職を防ぐため、この任用条件を撤廃するものでございます。

次に、(2)の休団制度の導入でございます。消防団員が近親者や家族の介護、子の育児等を行いやすい環境づくり等を進める観点から、消防団員としての任用を保持したまま一定期間において勤務を休止することができる制度となつてございます。

休団ができる期間につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する任命権者の承認を受けて育児休業をすることができる期間に準じて、3年を超えない範囲といたします。休団期間中は、条例に定める報酬は不支給とし、欠格事項、分限及びサービスのうち一部を適用除外としまして、退職報償金の支給に係る勤務年数には不算入とするものでございます。また、休団中の消防団員が勤務に復帰したときの階級は、当該休団を開始した日に属していた階級とするものでございます。

4のその他でございますが、条例の改正に併せまして条文の整理を行うものでございます。

以上が第3号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

細谷光弘議員。

○ 5 番細谷光弘議員 細谷です。

8条のその他のやむを得ない事由についての内容について聞きたいのですけれども、7条のほうでは、ここには書いていないのですけれども、心身の故障について任命権者が降任、免職できるという規定がございますけれども、このその他やむを得ぬ事由の中身として、そのご本人のメンタルヘルスや病気等というのは含まれないということによろしいのですか。

ご自身、団員の方が何か病気になって1年間入院されるとか、そういった場合にも使えるのか、またその精神的なメンタルがやられてちょっと3年間休みたいとか、2年間休みたいということは可能なのか、このやむを得ぬ事由の中身についてお伺いしたいのです。

○ 久保健二議長 消防長。

○ 木村 誠消防長 その他やむを得ない理由につきましては、長期研修ですとか、長期出張ですとか、そのような場合を指しておるところでございます。

以上でございます。

○ 久保健二議長 細谷光弘議員。

○ 5 番細谷光弘議員 そうなりますと、そういった場合にも使えるということによろしいのだと思うのですが、この3年を超えないというところにつきまして、トータルで3年なのか、例えば1回1年間休んで、また復帰されて、その後また2年間ということなのか、その後はまたゼロに戻って3年間使えるかというところをちょっとお聞きしたい。

○ 久保健二議長 消防長。

○ 木村 誠消防長 お答えいたします。

その都度3年間ということで、1回限りではなく、何度でも取得できるということでございます。

以上でございます。

○ 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○ 久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 では、第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の後ろにあります参考資料5の令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算概要をお願いいたします。

初めに、1の予算概要でございますが、令和4年度予算の歳入歳出総額は45億50万9,000円となり、前年度と比べ3億9,653万6,000円の増、率にして9.7%の増となっております。前年度と比べ増額となった主な要因は、消防車両の整備台数の増による常備消防費の増、また平成24年度、25年度借入債の借換えに伴う消防公債費の増などによるものでございます。

次に、歳入予算の主な特徴につきまして、ポイントを絞りましてご説明いたします。

(1)、分担金及び負担金の組合市町負担金は、消防車両整備に係る組合債の活用等により前年度比3,614万3,000円減の33億9,264万9,000円となっております。

(2)、使用料及び手数料の斎場使用料のうち火葬場使用料は、高齢人口の増加に伴う火葬件数の増加はあるものの、近年の管外火葬件数の減少傾向により前年度比764万円の減を、葬儀式場使用料は近年の葬儀の在り方の変化に伴う利用件数減少傾向により、前年度比962万円の減を見込んでございます。

(3)、財産収入の土地売却代金及び(4)、諸収入につきましては、県道拡幅による東消防署用地後退に伴う土地売却収入及び補償金を見込んでおります。

次に、歳出予算の主な特徴につきまして、こちらもポイントを絞ってご説明いたします。

2ページをお願いいたします。(2)、し尿処理費は浄化センター第2号井の老朽化に伴うポンプ等の改修工事費の皆増、昨年度の止水板設置工事及び第1号井改修工事費の皆減によりまして、前年度比923万3,000円の減となっております。

次に、(4)、斎場管理費は前年度比643万7,000円の減となっております。しののめの里は、供用開始後14年を経過することから、老朽化した第1式場の祭壇一式と斎場幕の更新に係る費用を計上しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。(6)、警防費は消防車両の整備台数の増加により、前年比1億2,056万2,000円の増となっております。令和4年度は、高規格救急自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、小型水槽付消防ポンプ自動車1台の計3台を購入する予定となっております。

(8)、指揮統制費は無線用直流電源装置バッテリー交換、修繕等の皆増により、前年度比183万5,000円の増となっております。

(10)、消防施設費は県道拡幅に伴う東消防署用地後退工事の皆増等によりまして、前年度比779万4,000円の増となっております。

(11)、非常備消防費のうち、富士見消防施設費では第5分団車庫の修繕費用、また防火貯水槽の解体撤去工事費用を計上しております。

ふじみ野消防施設費では、第5分団及び第8分団車庫の修繕費用を計上しております。

次に、4ページになりますが、三芳消防施設費では第4分団車庫の改修工事費用を計上しております。

(13)、消防公債費では平成24年度、25年度借入れ分の消防本部庁舎用地取得及び建設事業債の借換えに伴う元金償還のほか、令和元年度及び令和2年度借入債の元金償還開始に伴いまして、前年度比4億3,455万8,000円の増となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入及び歳出はそれぞれ一括で質疑を行います。なお、質疑に当たっては予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

初めに、歳入の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 細谷です。

事業別内訳明細書のほうの42ページの13使用料及び賃借料のN e t 119緊急通報システム使用料についてお伺いしたいのですが、これに登録されている方の人数というのは何名ぐらいなのでしょう。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 現在38名となっております。

以上でございます。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 登録者の方が38名ということで、これを使える方というのはどういった方が対象なのでしょう。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 このN e t 119を利用される方につきましては、言語による通報ができない方となっております。聴覚障害ですとか、また言葉がしゃべれないですとか、そういう方になってございます。

以上でございます。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 ありがとうございます。内容としては知っているのですが、今普通の独居老人の方々に緊急時連絡システムということを使って通報されている方がいらっしゃるのですが、現在固定電話等をあまり契約していない方、携帯しか持っていないというお年寄りの方もいらっしゃるみたいなので、こういったものも、そういった方も対象に使えればなどというふうに思ったのですが、これのサーバーの利用料につきましては、これはアプリを入れて多分やるのだと思うのですけれども、その人数によってまた増えてしまうようなものなのか。今38名ということでお答えで198万円ですか、利用料かかるということなのですが、例えば100人とか200人に増えてもその料金自体は変わらないのかということをお聞きしたいのですが。

○久保健二議長 指揮統制課長。

○長谷川義兼指揮統制課長 ただいまの質問に対し、お答えいたします。

こちらの予算ですが、システムのサーバー使用料となっておりますので、人数の増減にかかわらず利用はできるようになっております。

以上です。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 細谷です。

そういったことならそういった方にも使えるような門戸を開いていただければありがたいなというふうに思うのですが、ほかに何ページといたしましても、ガソリン代ですね。5から

18, 25, 27, 41, 48, いろんなページにおいてガソリン代の料金158円というふうな算定になっておりますけれども、今の情勢におきまして非常に適正価格と離れているなというふうに思うのですが、そういったところに対してはどういった考えでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ガソリン単価、また光熱水費の単価等につきましても共通するものでございますので、私のほうから答弁させていただきます。こちらやはり組合の予算の積算に当たりましては、構成市町の負担金確定に向けかなり早めの時期で予算の積算を行った上で、財政研究会等々と協議をしながら査定を受けやっているものでございます。単価につきましても、その査定当時の単価ということで行わせていただいております。

社会的な情勢の変動によりまして単価が上昇して、例えば不足をして活動ができなくなるというようなことが生じないように、状況をきちんと確認しながら、予算措置が必要であれば補正等によってお願いをする形になろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 細谷光弘議員。

○5番細谷光弘議員 細谷です。

今後その値段によりまして補正していくということで、同じだと思うのですが、1か所ではないので、またあれなのですけれども、タイヤの値段ということで、4月から各メーカー7%から10%値上げということになっておりますので、そういったことも加味して予算措置されているのか、ガソリンと同じように今後補正等で対応していくということなのかお聞きしたいです。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、なかなか予算確定までのスケジューリングがこの一番直近の状況を反映できる内容ではございませんので、執行に当たりましてできる限り予算の範囲内で収まるように努力をいたしますが、もし不足をする場合というのは予算の執行の範囲内においてやれるものをやる、それで予算措置が必要という話になればお願いをすると、そういう形で考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。

私も参考資料7の事業別内訳明細書のほうで質問させていただきます。ページ11からの一

番下から次、12ページにかけてなのですけれども、浄化センター運転管理業務委託料ですが、委託業務幾つか挙がっておりますけれども、全体的に金額が増加している傾向です。浄化センターにつきましては、し尿処理の処理料の減少に伴い全体的な縮小傾向かとは思っておりますけれども、この予算案では増加となっている。特に活性炭入替業務委託料、これが大分上がっているようなのですが、その理由についてまずお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら各委託料の上昇の部分についてでございますが、予算積算に当たりましては複数の参考見積りを頂戴した上で内容を精査し、予算積算を行ってございます。ご指摘の活性炭入替業務につきましては、やはりちょっと金額が上昇しておるところでございますが、基本的には上昇理由といたしましては、主に労務単価の部分が跳ね返ってきたりとか、あと安全費等々がちょっと上がるとか、そういったところを確認してございます。

なお、執行についてやはり入札になったりとか、そういう適正に執行を行うことでこちらのほう管理をしまいたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。

では、ほかの業務委託料に関しても幾つか挙がっておりますけれども、それもそれぞれやはりただいま答弁いただいたように労務単価の上昇というところが原因になるのでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、労務単価の上昇が主な要因というふうに捉えてございます。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。

労務単価につきましては、業務委託料安ければいいというだけの話ではなく、やはり労働者の処遇改善の部分も非常に重要かと思えます。その点どのように当組合としては考えられているのかお伺いいたします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

契約に当たりまして、きちんと業者、委託先のところと話をした上で、必要な人数、人工を確認するとともに、その方の労働環境等についてもきちんと行うように指導するとともに、

確認も行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

川畑勝弘議員。

- 13番川畑勝弘議員 13番，川畑です。

今回の予算の中の全体でちょっと伺いたいのですが，人員の関係，消防職員の関係について伺います。この間にこの管内については人口が増加するという中で，やはり消防隊員の充足率を高めるということが重要なことというふうに思われます。しかし，今回1人減ることになるというふうに思うのですが，そういった中でどのように考え，進めてきたのか伺います。

- 久保健二議長 消防長。

- 木村 誠消防長 職員数についてでございますが，十分足りているとは考えてございません。ただ，何人いれば十分であるとかという算定が消防業務に関してはしづらいところがございます。現在のところ，最少人数で最大限の活動ができるよう努力しているところでございます。地域の安心と安全を守るために今後も必要な人数を整えていけるよう，努力してまいります。

以上でございます。

- 久保健二議長 川畑勝弘議員。

- 13番川畑勝弘議員 この間に，先ほどの管理者より施政方針がありました。その中でも火災も増えている，そして救急件数も増えているということであれば，考える根拠としては十分あるのかなというふうに思うわけですが，そういった実態を踏まえての検討をどのようにしてきたのか伺いたいと思います。

- 久保健二議長 消防長。

- 木村 誠消防長 実態を踏まえた検討ということでございますが，今までのところ市街地大火になってしまったりとか，そういうことは現在ありません。火災に関しましても，アスクルの場合はちょっと時間がかかってしまいましたが，通常の火災に関しましてはほぼ毎事案収束させている状況ですので，今現在すぐに増員ということは考えてございません。

以上でございます。

- 久保健二議長 ほかに。

川畑勝弘議員。

- 13番川畑勝弘議員 本当にこれ危機感を持つ必要あるのかなというふうに思われます。先ほども話しましたが，人口も増えている，そしてこの救急件数増えている，火災もやや増えているということであれば，やはりこの今答弁があった考えていないということである



のですが、この間にこの問題というのはずっと課題としてあったわけですが、単年度の話ではなく、継続的な話であったということなのですが、その点についてはどうだったのか伺います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 議員おっしゃるように、今後少しでも充足率を上げるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 違う質問行きます。総務か、警防か、予防課かになるのかなというふうに思うのですが、防火防災指導の関係についてなのですが、コロナ禍の中というところで、ここすごく減少しているというふうに思われます。しかし、この減少しているということであれば、やはり防火防災の意識が低くなってしまうということから、火災も増えていくとか、そういった問題につながるかというふうに思われるわけですが、新年度、ここをやっぱり増やしていく、意識を高めていくというところでどのように考えているのか伺います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 防火防災指導ということですが、議員おっしゃるようにコロナ禍で様々な制約がありまして、コロナ以前のようにできていないのが実際のところでございます。しかしながら、職員一同知恵を出し合って、代替できるものは代替してやっているところがございます。

以上でございます。

○久保健二議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 再度伺います。

状況の結果が示されているわけですが、各市町でそれぞれ取り組むということも必要なのですが、しかし消防のほうからもやっぱり働きかけも必要かなというふうに思うわけですが、その点について新年度どう考えているのか伺います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 議員おっしゃるように、今後消防のほうからも市町のほうに取り組んでもらうようにしていかなければならないと考えております。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

篠田剛議員。

○8番篠田 剛議員 篠田でございます。よろしくお願いたします。

令和3年度組合行政執行状況報告書〔下期〕を提出していただきました。その真ん中の写

真にあります富士見市ガーデンビーチでの救助の様も掲載していただいております。管内では富士見市、またふじみ野市で台風による浸水被害が大きく懸念されて、各市行政が様々対応をしているところでございます。そういった観点で、このようなボートを活用した救助訓練というのはすごく大切だなというふうに考えております。

そういった中で、富士見市のガーデンビーチを閉鎖という方針が決まっている中で、今後どのような、このようなボートを活用した救助訓練をしていく検討がされているのか1点お尋ねしたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 議員おっしゃるように、今まではガーデンビーチを利用して、この写真のように消防団もしくは消防署のみで訓練をしてきたところです。このガーデンビーチが廃止されることによりまして、どこかではやらなければいけないので、現在代替地を検討中でございます。

以上でございます。

○久保健二議長 篠田剛議員。

○8番篠田 剛議員 スムーズに継続的な訓練をされることを望みます。

2点目の質問といたしましては、このガーデンビーチが閉鎖に伴っていずれ解体ということになるかと思っております。それは、今のところ建屋の方針ですけれども、その建屋解体の前にぜひ災害救助といいますか、建屋の解体の前に消防のほうでそういった訓練を検討されているのか、その検討内容についてお尋ねしたいと思います。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 ただいまの質問についてお答えいたします。

建屋の解体に伴った訓練ということでございますが、今までも何か所かでやってきてございます。十分というわけではございませんので、これからそういう機会があれば、機会を捉えて積極的に訓練をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 事業別内訳説明書の13ページの指定管理者選定委員会委員報酬、ここに1名の報酬の予算が載っているのですけれども、先ほどの施政方針。

○久保健二議長 近藤議員、すみません。起立で質問のほうお願いいたします。

○3番近藤善則議員 失礼しました。

指定管理者の報酬の関係で、ページ数13ページに学識経験者1名の分を計上されているのですけれども、それに対して施政方針演説の中で、令和4年度はしののめの里の指定管理者

契約が最終年度となることから、新たな指定管理者選定作業を着実に進めてまいりますというふうに施政方針であったのですけれども、この1名だけの報酬になっている理由についてお伺いします。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら選定委員会の委員ですが、委員会条例に基づきまして10人以内という形になってございます。報酬が発生する方が学識経験者という形で、あとは構成市町の職員を2名ずつ推薦をいただいて、また私、事務局長も入るという形で、報酬が必要な委員が1名、前回の実績からいたしますと合計8名の委員会構成になってございました。

以上です。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 そうすると、結構指定管理者を決めるときというのは重要な会議ですけども、それを3回で結論を出すということですか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

3回というところで、まず仕様書内容の決定、要領とかの決定に対してまず委員会を開催させていただき、また学識経験者の方にはその応募してきた法人ないし事業者の経営状況等々の確認ですとか、これから安定的に稼働ができるかどうかといったところを主に見ていただきながら委員会を進めてまいりますので、募集をして、応募があって、その結果またどうするかといったところなので、3回あれば十分であるというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 先ほど8名というふうに話を聞いたのです。8名委員が、その内訳の一人が学識経験者ということは分かるのですけれども、具体的な内訳をちょっと教えていただきたいのですが。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

まず、8名のうち6名については構成市町からの推薦、職員2名ずつ、2掛ける3で6です。それに事務局長1、学識経験1、以上8でございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

村元寛議員。

○2番村元 寛議員 よろしく申し上げます。村元です。今の近藤議員に関連するのですけれど

も、このしののめの里の指定管理者選定作業について私もお伺いたします。

こちらの主要事業説明書の2ページでお示しいただいておりますが、令和5年3月31日までの指定管理となっているというようなことですが、来年度におきましての指定管理の選定の進め方、スケジュール感等も含め、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

今回選定自体を初めてやることではございませんので、前回のスケジューリング感でいこうかというふうに考えてございます。大体4月早々にまず委員会を構成いたしまして、それでまず仕様書の確定を早め、四半期のうちの第1四半期に行いたいという形で考えてございます。予算等もございますので、できる限り早め、上半期のうちには新たな選定が完了できればというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 村元寛議員。

○2番村元 寛議員 選定方法だけもう一度、選定方法決まっていれば教えてください。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちらのほうは、こういったことをやってほしいといったところをまず固めまして、それに対してどのような内容を行うのか、またプラスアルファの部分があるか、プロポーザルに近い形になろうかと思っておりますが、そういったところを観点に選定委員会の中で検討して、決定するという流れになります。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって歳出の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

討論は、原案に反対の討論よりお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。第4号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計予算について、若干の意見を申し述べ、賛成の立場で討論を行います。

まず、自治体行政のデジタル化の流れの中で、予算を見る限り当団体が大きく遅れを取っているように見受けられます。構成団体との連携を取りながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、しののめの里の運営について、葬儀形態の変化により第3式場の利用率の低下がこれまでも問題になってきましたが、新型コロナウイルス感染症がさらにその状況に拍車をかけていると思われます。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、式場の在り方そのものも考えていかねばならないと感じます。

バイオガス事業においては、令和4年度より、少し遅れを取りましたが、三芳町も給食残渣の搬入が決まりました。事業者と連携しながら取組を進めていただきたいと思います。

消防費では、車両の更新が3台ということで、消防力の強化を期待いたします。今後も計画的に更新を進め、消防力、救急業務の充実、強化に努めていただきたいと思います。

また、予防関係ではこれまでも指摘してまいりましたように、人員の充実をぜひお願いしたいと思います。さらに、災害が多発する中、その人員、体制の強化も必要というふうに思います。

それから、組合として住宅用火災警報機の設置に努めているところですが、三芳町では新規事業として2006年5月以前に建てられた住宅を対象に、住宅用火災警報機の設置に対し上限1万円で半額を補助することになりました。消防のご協力をお願いするとともに、構成団体である富士見市、ふじみ野市にもぜひ働きかけていただきたいと思います。

長引くコロナ禍で様々な影響が出ております。行事の中止や事業の遂行がしづらいところもありますが、消防団ともしっかり連携しながら消防行政は遅滞なく進められることを求めます。

職員の健康管理には特別のご留意、ご配慮をお願いすると同時に、職員の皆様のご尽力に感謝申し上げ、賛成といたします。

○久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○久保健二議長 日程第5，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○久保健二議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。  
林管理者。

○林 伊佐雄管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご提案申し上げました議案に対し、慎重なるご審議の上、ご可決を賜り誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

引き続き、管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、組織一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては健康にご留意され、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

△閉会の宣告（午前11時23分）

○久保健二議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規

定により閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

これをもちまして令和4年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。